（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項、第八十二条の四第四項第一号、第八十二条の十第四項（第八十二条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条の十三第三項第一号及び第八十二条の十四第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

第七十八条・第七十九条　（略）

第二節　登録事項の証明等の方法

第八十条～第八十二条　（略）

第三節　登録事項証明書における代替措置

第一款　通則

（公示用住所管理ファイル）

第八十二条の二　農林水産大臣は、第八十二条の十一各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2　公示用住所管理ファイルは、令第六十六条第八項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

（代替措置の要件）

第八十二条の三　令第六十六条第八項の農林水産省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

三　前二号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であって、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

（代替措置等申出）

第八十二条の四　代替措置申出又は第八十二条の十五第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　申出人の氏名及び住所

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

第四章　登録事項の証明等

（新設）

第七十八条・第七十九条　（略）

（新設）

第八十条～八十二条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）